

受給には手続きが必要です

物価高騰対応重点支援給付金(7万円給付)のご案内

問 福祉課福祉係 ⑩番窓口 TEL **64-1120**

物価高騰対応重点支援給付金(1世帯あたり7万円)は
住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」の世帯



湯浅町から確認書が届きます(要返送)

令和5年12月1日時点で住民登録のある対象世帯には1月下旬から順次確認書を送付していますので、内容を確認し、同封の返信用封筒にて返送をお願いします。

※住民税課税者に扶養されている者のみからなる世帯は対象外となります。

※令和5年1月1日以降に転入され、所得情報が不明な世帯は申請が必要となりますので役場までご連絡ください。

3月31日締切

結婚新生活支援事業補助金の申請はお済みですか?

問 申 政策企画課政策企画係 ⑮番窓口 TEL **63-2552**

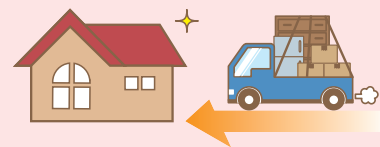
新婚生活の引越し費用、住居費をサポートするための補助金の申請が**令和6年3月31日まで**となっています。まだ申請がお済みでない方は、お早めに申請書類を担当課へ提出してください。

また、制度に関するご不明な点は、お気軽に担当課へお問い合わせください。

詳しくは、湯浅町ホームページ、広報ゆあさ令和5年10月号(10ページ)にも掲載していますのでご覧ください。

条件 湯浅町は所得制限なし!

- ①令和5年1月1日から令和6年3月31日までに婚姻した方
- ②湯浅町に住所を有し、夫婦ともに39歳以下の方



補助対象

新婚生活をはじめる費用(新築、家賃、引越し等)のうち令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った費用

補助金

- 婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下: **上限30万円**
- 婚姻日の年齢が夫婦ともに29歳以下: **上限60万円**

※令和6年4月1日以降の結婚新生活支援事業補助金の条件など詳細は、改めて広報ゆあさでお知らせします。



湯浅町
ホームページ



広報ゆあさ
令和5年10月号